

えんむすび 入居規則

■はじめに

えんむすびには様々な方が入居されております。

共同生活を行うには一人一人がルールを守らなければなりません。

また、ケアを行う職員は一人一人が権利を持つ人間であり、機械や召使いではありません。

職員への暴力行為、ハラスメント、プライバシー侵害等、権利侵害は無いようお願いいたします。

ルールを守って協力し、えんむすびをご利用頂くみなさんが気持ちよく生活できるようご協力をお願いいたします。

※ルールを守って頂けない場合は、入居契約書第8条、第12条に基づき退去いただく場合がございます。

○設備について

・空調に関しては温度、湿度を計測しながら職員により管理しております。入居者、ご家族の方が操作することは誤動作の恐れもありますので禁止しております。

寒い、または暑い場合は職員におっしゃってください。職員が再度設定し直します。

ただし健康を維持する温度から大きく外れる設定にはできかねます。また、他の入居者の方もおられますので、ご希望に添えない場合もございます。

・照明に関しては、原則21時消灯となっております。居室は相部屋になっておりますので、ご協力お願いいたします。

トイレ等移動時は照明を点けて頂いてかまいませんが、夜間の読書やテレビ視聴の際は別途デスクスタンドライト等をご用意ください。

共用スペースについても原則21時消灯となっております。トイレや洗面台をご利用された後は消灯してください。※夜勤職員の記録作業や介護のために点灯することがございます。

21時以降に居室以外の共用スペース（食堂）等で過ごされる場合は職員へお声掛けください。

・テレビについては、居室内へ設置して頂いてかまいませんが、サイズはチェストの幅を超えないようにしてください。視聴される際は他の入居者の方の迷惑にならないよう、ボリュームを制限させていただきます。

どうしても聞こえにくい場合は別途イヤホン等をご用意ください。

・共用スペースのテレビはご希望に応じて視聴することができます。常につけているわけではなく、必要に応じて消していることもございます。

視聴ご希望の際は職員へお声掛けください。ただし共用スペースでありお一人で視聴するわけではないので、チャンネルについてはご希望に添えない場合がございます。

また、入居者、ご家族の方は無断で操作できません。必ず職員へ視聴の希望を伝えてください。職員が操作いたします。

ボリュームについては近隣の迷惑にならない範囲で制限しております。どうしても聞こえにくい場合は別途居室へテレビを設置してください。

・電話の利用は料金に含まれておりません。電話の無断使用は禁止しております。どうしても緊急の連絡が必要な場合は職員にお声掛けください。

※現在有料の電話サービスも受け付けておりません。常時利用される場合は別途携帯電話をご契約ください。

・家具については原則持ち込みできません。こちらで立替にてチェストと収納ボックスをご用意させていただきます。ベッドについては福祉用具のレンタルでの対応となります。

荷物については、以下の物は持ち込みできません。火が出るもの・刃物・劇薬等危険物。家電についてはサイズや種類に制限がございますのであらかじめご相談ください。

身寄りの無い方を除き、原則荷物や貴重品のお預かりはしてしておりません。衣替えや貴重品の管理等はご家族の方へご協力をお願いしております。※大型荷物お預かりには別途費用が発生します。

紛失・盗難等施設は一切責任を負いませんので、しっかりとご自身またはご家族にて管理をお願いいたします。

・お食事に関しては、基本的に朝食は7時～8時頃、昼食は12時頃、夕食は17時～18時頃に提供いたします。あらかじめ材料を準備しておりますので、外食や外泊、気分により食事を取らなかった場合でも料金は一律発生します。

ただし、入院等長期（1か月以上）に渡って食事を取らないということがあらかじめ分かっている場合は、食事の提供を一旦中止し、中止中の食事代は発生しません。

食事はご自身で好きな時に召し上がっていただいてもかまいませんが、希望時間に合わせて食事を作ることはできません。提供時間帯に用意したものをそのまま提供させていただきます。

温かい食品については温かい状態の適温にて提供時間帯にお出ししておりますが、全員分をまとめてご用意しておりますので、一人一人のご希望温度への管理まではしてしておりません。熱い場合は少しお待ちになられて冷まして召し上がり下さい。

食事は誤嚥等の危険発見のため、原則食堂にてお召し上がりいただきます。

・夜間、定期的に巡回、オムツ交換、体位変換等を行っております。もし定期巡回時間以外でご用の場合は居室等へ設置の呼び出しベル（ナースコール）をご利用ください。

○外出について

・お一人での外出は原則できません。ただし例外として施設、ご家族、ご本人で協議の上、特別に許可を得て外出する場合は以下事項を必ず守ってください。

・外出の際に「行き先、移動手段、帰宅予定時間」を職員に伝えてください。3つが正確にわからない場合、外出は許可できません。

・許可を得ての外出（徘徊、抜け出しを除く）については、外出中いかなる事故、紛失、損害等であっても

施設は一切責任を負いません。

- ・夜間 21 時から翌朝 7 時まではすべての棟を施錠しております。この間すべての入居者の方は建物外へ出ることはできません。この間 1 号棟から 2 号棟へ、というような建物間の移動もできませんのでご了承下さい。

- ・ご家族との外出の場合は時間、目的、ともに制限はございませんが、診療その他予定が決まっている場合がございますので、あらかじめ事前に外出予定を届け出てください。

- ・外出支援（配車サービス）はあくまで病院の検査・通院等必要な「内容」、車椅子等支援が必要な「状況」に応じて行われるものであり、タクシー代わりの「便利なもの」としてのサービスではありません。

上記「内容」「状況」を大きく逸脱する場合はお断りさせていただきます。通院介助にてご家族同席の場合は施設内のケア優先の為、送迎だけ行い、途中施設へサービスに戻る場合がございます。

上記の外出支援は原則月 1 回までとなっておりますが、医療的な『緊急時の対応』については無償で何度でも外出支援致しますのでご安心下さい。

- ・嗜好品以外の生活必需品についてはこちらで買出しの際に立替代理購入いたします。生活必需品以外の買い物や一般的な用事等はタクシーをご利用ください。

○ご家族の面会について

- ・ご家族の面会については、原則制限時間はございません。

いつ来て頂いても結構ですが、入浴、診療、食事等のケアを行う場合ご本人とお話できないこともございますので、あらかじめ訪問時間をご連絡ください。

また、21 時から翌朝 7 時まではすべての建物を施錠しております。インターホン、もしくはお電話にてお呼び出しをお願いします。

○入居者間・施設の過ごし方について

- ・入所者間での物や金品の貸し借りや売買、授受は禁止しております。ご自分のものはご自身でご準備ください。

- ・入居者間での現金や物品を対象とした賭け事は禁止しております。

- ・相部屋での入居をご説明し、ご了承頂いた上で入居契約を行っております。お一人部屋にすることはできません。また、相部屋となる方を選ぶことはできません。

もしいびき等でお困りの場合は別途イヤープラグ等をご用意ください。

- ・他の入居者や職員への暴力行為や、ハラスメント、嫌がらせ、差別発言や暴言は禁止しております。カメラにて確認を行い、事実として認められる場合は注意警告を行い、改善のないときは退去していただきます。

・重大な過失や故意により他の方の生活に支障が出る 行為がある場合は、改善していただくようお願いいたしますが、それでも改善しない、または改善の見込みがない場合は退去いただくことがございます。

・お酒については、医師と相談の上、量を制限させていただいた上でお飲みいただくことは可能です。

ただしお酒によりトラブルを起こされた方は施設の判断により禁止いたします。

飲酒希望の方はまずご相談ください。

・たばこについては原則施設内禁煙とさせていただいております。屋外の敷地内喫煙所での喫煙は可能ですが、喫煙のための介護は行っておりません。

・お酒、たばこ、コーヒー等嗜好品は料金に含まれておりません。必要な方はご家族の方にご用意いただくか、立替代理購入をご依頼ください。

○職員・介護サービスについて

・サービスは何でも出来るわけではありません。出来ること、出来ないことがございます。内容によりサービス拒否させて頂くこともございますのでご了承ください。

また、サービスはあくまで介護・ケアという目的で実施しております。ご自身で出来る範囲のことはご自身で行って頂くのが当然です。その上で出来ない部分を『手伝う』のが介護です。

職員は何でも身の回りことをするお手伝いさんや召使いではなく、『介護』職員であるということをご了承ください。

・勤務は職員又は施設の都合により随時変更しております。職員人員数の配置は必ず基準を満たしておりますが、いつに誰が勤務というのはお約束できません。

あくまで施設としてチームで介護・ケアを行っているので指名配置もできません。勤務表は職員の個人情報であり、社内文書となりますので、配布・公示は行っておりません。

無断での閲覧、持出、コピー（撮影含む）等は一切禁止しております。

病院に入院した際、看護師のシフトを聞いても病院は教えてくれませんし、看護師を指名することもできません。それと同じです。

・いかなる理由でもケアを行う職員を差別することはできません。男だから、女だから等、差別を理由によるサービスの拒否、職員の指名はできません。

・職員はそれぞれ勤務中に交代で休憩時間を取る義務があります。緊急時を除き、休憩時間中の職員は業務を行うことはできません。休憩でない職員が対応いたします。

○各種文書等について

・職員及び他入居者の電話番号、住所等、職員及び他入居者の個人情報を閲覧することはできません。

・施設にある書式、ファイルについては、入居者、職員の個人情報が含まれています。そして事業所には個

個人情報保護規定が条例で義務付けられています。

他の入居者のファイルはもちろん、例え本人のファイルであっても無断での閲覧はできません。閲覧を希望される場合は、個人情報保護規定に則り閲覧申請を行ってください。

また個人情報以外の社内文書については持出、コピー（撮影含む）、閲覧等一切できません。

- ・社内会議の内容は職員及び入居者の個人情報保護のため公開しておりません。

苦情・相談 窓口

ご不明な点やご不満、ご希望等何でもご相談下さい。

担当者（社員） 井原 澤久（お電話の際にご指名下さい）

問合せ番号：093-962-2848